

那商委第6号 那珂市生活支援商品券臨時配布事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、那珂市生活支援商品券臨時配布事業業務委託を発注するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

那商委第6号 那珂市生活支援商品券臨時配布事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「那商委第6号 那珂市生活支援商品券臨時配布事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日（月）まで

(4) 提案上限額

生活支援商品券発行原資 265,000,000円（不課税・清算対象）

生活支援商品券配布業務に係る経費 85,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※生活支援商品券発行原資の額は、上記の金額で見積もりすること。

※生活支援商品券臨時配布業務に係る経費の額は予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであり、見積書が上限額を超える場合は失格とし、提案内容の審査は行わない。

3 選定形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。また、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 那珂市物品・役務等入札参加者資格審査要項に基づく、令和6・7年度物品・役務等入札参加有資格者名簿に登載されている（若しくは参加意向申出書提出時までに登載が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく那珂市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (4) プロポーザル参加申出書等の提出期限の日までに、那珂市から指名停止の措置を受けていない者であること。

い者であること。

- (5) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 法人には、国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税を滞納していない者であること。個人には、国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（事業税）及び市町村民税を滞納していない者であること。
- (7) 令和4年4月1日から公告日までに、本業務に関して、類似業務の受託実績等の十分な実績や経験を有する者であること。

## 5 参加意向の申出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書（様式第1号）と類似業務実績調書（様式第2号）及び添付書類を提出すること。

類似業務実績調書には、令和4年4月1日から公告日までに、国・地方公共団体との間で契約・履行した主な類似業務について2件以上記載すること。類似業務の実績が多数ある場合は、最も本業務の趣旨に近いと思われる業務実績を記載すること。また、記載した契約に係る業務内容及び規模（金額）が確認できる書類（契約書及び仕様書等）を添付すること。

### (1) 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで  
(郵送による場合は必着)

### (2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。  
イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。）とする。

### (3) 提出場所

「14提出・問い合わせ先」参照

### (4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

### (5) 参加の辞退

プロポーザル参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第6号）により、その旨を記述し、令和8年3月11日（水）までに提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式第5号）を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

### (3) 提出先

「14提出・問い合わせ先」参照

(4) 回答日

令和8年2月18日（水）

(5) 回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年2月25日（水）午前9時から令和8年3月11日（水）午後5時まで  
(郵送による場合は必着)

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。）とする。

(3) 提出場所

「14提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出部数

8部

(5) 企画提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、提出すること。

ア 企画提案書（表紙：様式第3号 その他：様式任意）

企画提案書には必ず業務スケジュールを含むこと。

イ 見積書（様式任意）

見積対象範囲は、仕様書に掲げる業務内容のとおりとするが、業務に係る提案上限額の範囲内で、本業務や市の関連する取組に対して実効性が高いと考えられる内容を独自に提案することができる。

ウ 業務実施体制（様式第4号）

本業務遂行にあたり業務の一部を再委託する場合、再委託先における配置予定者について様式第4号に記載の上、提出すること。

(6) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、A4版（文字サイズ12ポイント以上）の両面印刷を原則とし、全体で20頁以内にて作成すること。なお、文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。

## 8 審査の実施

(1) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を実施する。なお、企画提案者が多数の場合は、書類選考（一次審査）を行い、プレゼンテーション審査の対象を上位3者程度の提案に限定する場合がある。その際、書類選考（一次審査）の結果及び日程等の変更の有無については、企画提案者に別途通知する。

## (2) 審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。

プレゼンテーションの方法は企画提案者の任意とし、パソコン等を使用する場合は企画提案者が用意すること。プロジェクター、スクリーンについては、那珂市が用意する。

## (3) プrezentation審査実施日

令和8年3月18日（水）

実施時間及び場所等の詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションの実施は企画提案書の提出順とする。

## (4) 出席者

3名以内とし、説明は本事業と直接関わる者とする。

なお、業務実施体制に記載された管理責任者1名及び担当者のうち1名の参加は必須とする。

## (5) 所要時間

30分程度とする。（企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度）

## 9 審査方法等

本業務委託契約の交渉権者を選定するため、「那珂市生活支援商品券臨時配布事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

### (1) 審査方法

選定委員会は、業務遂行能力、業務内容、独自提案等を下記（2）に定める「審査基準」に基づき採点する。その結果、審査の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として選定する。合格点が同点となった場合は、選定委員会の評決による。

### (2) 審査基準

提出された企画提案に対する審査項目及び審査基準は、別表のとおりとする。

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案者すべてに文書にて通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者については、選定後、速やかに市ホームページにおいて公表する。

審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加または変更できることとし、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との本業務委託の契約交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、次点交渉権者と本業務委託の契約交渉を行う。

## 1 1 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、提出期限、提出方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超過している場合
- (5) 「4 参加資格」に掲げる資格を有しない者が企画提案書等を提出した場合

## 1 2 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は原則として認めない。
- (4) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

## 1 3 スケジュール

(1) 公告	令和8年2月 3日（火）
(2) 参加意向申出書受付開始	令和8年2月 3日（火）
(3) 質問書提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時
(4) 質問書回答閲覧	令和8年2月18日（水）
(5) 参加意向申出書提出期限	令和8年2月24日（火）午後5時
(6) 提案書等提出期間	令和8年2月25日（水）午前9時から 令和8年3月11日（水）午後5時まで
(7) プrezentation審査	令和8年3月18日（水）
(8) 審査結果の通知	令和8年3月23日（月）
(9) 契約締結（予定）	令和8年4月上旬予定

## 1 4 提出・問い合わせ先

那珂市産業部商工観光課（担当：木内・山田）

住所：〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

Tel：029-298-1111（内線242） Fax：029-352-1021

Mail：syoukou-k@city.naka.lg.jp

(別表) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
業務遂行能力	業務実績	10
	実施体制	10
システム関連	構築	15
	運用	5
事務局関連	加盟店サポート体制	20
	利用者サポート体制	20
独自提案	・業務をより有効にするため、仕様に含まれない創造性な提案事項等があるか。	5
価格評価点	・次の式により算出された評点を付与する。※小数点以下切捨 15点×（提案上限額-提案見積額）÷（提案上限額-最低提案見積額） ※見積額のうち業務委託に係る金額のみを対象	15
合 計		100